（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～十四　略］

十五　取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。）をいい、暗号等資産等（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。）を除く。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付けの媒介又は委託の媒介を行う行為

［十六～二十六　略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第二十八条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等）	（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
［２～５　略］	［２～５　同上］
６　社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。次条において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。	６　社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。次条第二項、第四項、第八項及び第十八項において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。
［７～10　略］	［７～10　同上］
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）	（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［２～７　略］	［２～７　同上］
８　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。	８　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する事務をつかさどる。
一　金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関すること。	
二　令第三条第一項第三十六号ルに掲げる者の監督に関すること。	
［９～11　略］	［９～11　同上］